

経済要録

国内

◆平成5年度一般会計予算等の概算要求について

大蔵大臣は9月8日、平成5年度の一般会計概算要求および財政投融資計画要求を閣議に報告した。

今次要求では、一般会計概算要求が、77兆4,317億円、前年度当初予算比+7.2%と4年度（同+8.3%）に引き続き高い伸びとなった。これは、①一般歳出が、各省庁とも5年度概算要求基準（同+4.8%）に対し一杯の要求を行ったことにより同要求基準とほぼ同額の同+4.8%の伸び（4年度は、予備費の復元により同+5.2%）となったことや、②地方交付税交付

金についても同+9.4%の要求（前年度同+15.0%）となったこと、等によるもの。

一方、財政投融資計画要求は、簡保、年金資金等の自主運用枠拡大に加え、日本開発銀行等の政府系金融機関や住宅・都市整備公団等公共事業実施機関からの増額要求もあって、総額48兆5,636億円、前年度当初計画比+19.0%と4年度（同+24.8%）同様2桁台の伸びとなった。

平成5年度一般会計概算要求額および財政投融資計画要求額の概要は以下のとおり。

平成5年度一般会計概算要求

(()内は前年剩余金を除くベース)

	4年度 当初予算 (億円)	前年度 当初予算比 (%)	概算要求前年 度当初予算比 (%)	5年度 概算要求 (億円)	前年度 当初予算比 (%)
国債費	164,473	2.6	9.4 (3.2)	183,258 (167,940)	11.4 (2.1)
地方交付税	157,719	△1.3	15.0	172,578	9.4
一般歳出 ^(注1)	386,988	4.5	5.2	405,481	4.8
うち防衛庁	45,516	3.8	5.4	47,169	3.6
外務省	6,215	7.8	9.4	6,781	9.1
厚生省	127,331	4.5	5.7	134,597	5.7
建設省	42,317	5.7	2.6	43,828	3.6
運輸省	8,472	2.3	2.0	8,671	2.3
通産省	8,487	8.0	9.0	9,006	6.1
その他	148,650	4.1	5.1	^(注2) 155,429	4.6
無利子融資	13,000	0.0	0.0	13,000	0.0
歳出計	722,180	2.7	8.3 (6.9)	774,317 (758,999)	7.2 (5.1)

(注1) 各省庁の要求額は「生活・学術研究臨時特別措置」1,100億円および「公共投資充実臨時特別措置」2,000億円を含む。

(注2) 「生活関連重点化枠」2,500億円を含む。

平成5年度財政投融资計画要求

	4年 度		5年 度		
	当初計画 (億円)	前年度当 初計画比 (%)	計画要求 前年度当 初計画比 (%)	計画要求 (億円)	前年度当 初計画比 (%)
(注) 公共事業実施機関	52,236	10.8	10.1	57,524	10.1
うち日本道路公団	22,982	11.7	9.7	23,652	2.9
住宅・都市整備公団	10,455	17.4	16.0	13,528	29.4
首都高速道路公団	4,086	14.9	16.8	4,685	14.7
本州四国連絡橋公団	2,116	12.2	14.0	2,177	2.9
住宅公庫	64,785	1.2	1.5	68,985	6.5
その他政府系金融機関	96,544	10.3	19.4	113,962	18.0
うち開銀	15,370	21.9	58.3	24,550	59.7
輸銀	13,555	15.8	39.2	15,590	15.0
国民公庫	24,540	9.8	8.9	27,120	10.5
中小公庫	20,655	5.0	8.7	22,100	7.0
その他公団・事業団等	60,107	23.3	33.2	70,365	17.1
うち年金福祉事業団	22,346	4.8	55.3	28,377	27.0
国鉄清算事業団	12,970	3.1倍	76.2	13,476	3.9
海外経済協力基金	7,490	3.0	3.8	7,540	0.7
地公体	48,950	12.1	4.2	51,400	5.0
一般財投分計(A)	322,622	10.8	14.0	362,236	12.3
資金運用事業分(B)	85,400	10.9	65.6	123,400	44.5
郵便貯金特別会計	47,500	18.8	25.0	47,500	0.0
年金福祉事業団	23,900	16.6	3.1倍	55,900	2.3倍
簡保福祉事業団	14,000	△15.2	△15.2	20,000	42.9
合 計 (A+B)	408,022	10.9	24.8	485,636	19.0

(注) 「公共事業実施機関」には上記4公団等のほか、国有林野特会、農用地整備公団等12機関を含む。

◆国税庁通達「認定による債権償却特別勘定の設定に関する運用上の留意点について」

国税庁は9月18日、「認定による債権償却特別勘定の設定に関する運用上の留意点について」の通達を発出した。同通達は、債権償却特別勘定の設定に関する税法上の認定基準を緩和したものであり、主な内容は以下のとおり。

(1) 従来、償却対象認定の際には、「相当期間」(概ね2年以上をめど)債務超過状態が継続していることが要件であったが、これを「概ね

1年以上」に短縮する。

(2) 従来、償却認定の際には、当該貸金等の額の「相当部分(概ね50%以上)」につき回収不能が見込まれることが要件であったが、これを「40%以上」に引下げる。

(3) 当該保証人が実質的に保証能力に欠ける場合(例えば保証人が破産・和議等の申立てを行っているケース)等については、その償却を認めれる。

◆現行金利一覧

(4年10月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	3.25	4. 7.27 (3.75)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	3.5	4. 7.27 (4.0)
短期プライムレート	4.75	4. 8. 4 (5.25)
長期プライムレート	5.7	4. 9. 1 (6.1)
住宅ローン		
・固定金利型	6.6	4.10. 1 (6.78)
・変動金利型	5.7	4.10. 1 (6.0)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	5.7	4. 9. 1 (6.1)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	5.7	4. 9. 1 (6.1)
・住宅金融公庫	4.9	4. 1.27 (5.2)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	4.95	4. 9.28 (5.0)
(期間5年~7年)	5.0	4. 9.28 (5.45)
(期間7年以上)	5.05	4. 9.28 (5.5)
銀行等の預貯金利 (日本銀行のガイドライン利率)		
・定期預金 (期日指定定期)		
1年	3.82	4. 8.17 (4.15)
2年	4.07	4. 8.17 (4.4)
・普通預金	0.38	4. 8.17 (0.5)
・貯蓄預金 40万円タイプ	2.10	4. 9. 7 (2.27)
20万円タイプ	2.10	4. 9. 7 (2.22)
・定期積金	2.28	4. 8.17 (2.4)
・市場金利連動型定期積金		
3年末満	2.50	4. 9. 7 (2.56)
3年以上	2.71	4. 9. 7 (2.78)
・通知預金	0.63	4. 8.17 (0.75)
郵便貯金金利		
・定額貯金 (1年以上1年6か月未満)	2.82	4. 8.17 (3.15)
・積立貯金 (1年)	2.67	4. 9. 7 (2.73)
・通常貯金	1.8	4. 8.17 (1.92)
信託配当率		
・指定金銭信託合同運用口 ①		
1以上のもの	3.82	4. 8.17 (4.15)
2以上のもの	4.12	4. 8.17 (4.45)
5年以上のもの	4.7	4. 9. 6 (5.1)
・貸付信託 ②		
2年のもの	4.27	4. 8.21 (4.6)
5年のもの	4.82	4. 9. 6 (5.22)

- (注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの数の銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。
2. 貯蓄預金については、郵便貯金においても取扱い。
3. 信託配当率は各行自主決定金利。
- ①既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。
- ②実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件

(4年10月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>4.880</u> 5.0 <u>100.80</u>	〈9月債〉 4.804 5.0 101.32
割引国債(5年)	応募者利回(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈9月債〉 <u>4.563</u> <u>3.647</u> <u>80.00</u>	〈7月債〉 5.434 4.321 76.75
政府短期証券(60日)		〈8月3日発行分～〉 応募者利回(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈4月13日発行分～〉 3.646 3.625 99.4041
政府保証債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈9月債〉 <u>5.175</u> <u>5.1</u> 99.50	〈8月債〉 5.477 5.4 99.50
公募地方債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈9月債〉 <u>5.214</u> <u>5.1</u> 99.25	〈8月債〉 5.516 5.4 99.25
利付金融債(3年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈9月債〉 <u>4.500</u> <u>4.5</u> 100.00	〈8月債〉 5.000 5.0 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈9月債〉 <u>4.800</u> <u>4.8</u> 100.00	〈8月債〉 5.200 5.2 100.00
割引金融債	応募者利回(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 3.820 3.114 3.66 <u>96.32</u>	〈9月債〉 3.820 3.114 3.66 96.30

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

◆7か国蔵相・中央銀行総裁会議（G7）の共同声明について

大臣および総裁は、ミュンヘン・サミットでの、各国首脳による、インフレを再燃させることなく世界の成長を強化するとのコミットメントを再確認した。その後、景気回復を強化するため、多くの国における金利の引下げ、ならびに日本が最近発表した景気刺激のためのパッケージを含む多くの措置がとられた。これらの措置は、世界の景気回復を強化するとともに、為替市場における一層の安定に資するであろう。

大臣および総裁は、最近の世界金融市場の変動について懸念を表明した。彼らは、安定的で永続的な為替レートの関係を回復することの重要性につき合意した。大臣および総裁は、引き続き協力し、各国の経済・金融状況を注意深く見守るとともに、持続的な成長および一層の通貨の安定を達成するため必要に応じ適切な追加的措置をとるであろう。

大臣および総裁は、ロシアの代表とも会合し、ロシアの改革プログラムにつき議論した。彼らは、ロシアが包括的な経済改革を実施するための努力を強化することを要請した。また、彼らは、世界銀行が、ロシアに対する二国間および多国間の技術支援につき議論するための技術支援サポート・グループを設けることを要請した。

◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、8月18日開催の同委員会の議事録を公表

米国連邦公開市場委員会は、10月9日、8月18日開催の同委員会において採択された金融調節方式に関する議事録を公表した。その主な内容は以下のとおり。

1. 足元の景気動向および金融調節スタンス

足元の米国景気の動向をみると、景気は引き続き拡大基調にあるものの、拡大テンポは緩やかなものにとどまっているとの認識。すなわち、個人消費は堅調に推移し、小売売上高も7月には緩やかに増加。

非国防資本財の出荷は情報関連機器の増加をうけ、6月に大幅増。在庫は、製造業段階で大幅に減少したものの、卸・小売業段階での積上がりをうけ、6月に増加した。反面、生産面では鉱工業生産が6月減少の後、鉱業、公益事業を中心に7月は増加したが、6～7月をならしてみれば横ばい圏内の動き。雇用面では、7月の非農業雇用者数は増加に転じたものの、増加分の半分は、夏期緊急雇用対策による雇用増が寄与したものであり、これを除けば、サービス産業で緩やかに増加したものの、製造業、建設業では減少している。貿易収支は、航空機輸出の減少と原油を中心とした輸入の増加により、4、5月平均でみた赤字幅は第1四半期平均比増加。物価面では、PPI、CPIともコアベースで引き続き落着いた動きとなっている。

この間、金融調節スタンスについてみると、前回のFOMC（6月30～7月1日）では現状の金融調節スタンスを維持しつつ、今回FOMC開催までの期間中につき、一段の金融緩和を実施する可能性を留保するとの方針が採用された。こうした方針のもと、インフレ圧力の低下傾向、景気回復力の弱さ、マネーサプライの伸び悩みなどにかんがみ、7月2日に公定歩合の引下げ（3.5%→3.0%）が実施されたほか、FFレートについても一段の低下（3.75%→3.25%）が容認された。

マネーサプライの動向をみると、M₂、M₃は7月に入り低迷の度合いを深め、前回FOMC時（6月30～7月1日）の予想を下回る伸びとなった。この結果、M₂、M₃の伸びは7月中一貫してターゲットレンジの下限を下回った。これは、①家計部門における継続的な定期預金から債券・株式ミューチュアルファンドへのシフトや債務返済の動き、②銀行貸出以外の資金調達経路へのシフトが進展したことから、銀行自身の資金調達ニーズが後退したこと、③年初来の景気の回復力の弱さ、等によるものである。この間、M₁は7月に伸び率を回復した。

2. 先行きの景気・物価動向に関するFOMCの見解

先行きの景気についてのFOMCメンバーの見方をうかがうと、多くのメンバーは景気拡大テンポは当面、以前の予測を下回るものにとどまるとの見方。また先行きについては、大きな不確実性が存在するとの見方で一致。すなわち、設備投資や消費支出を抑制している企業や家計のリストラの動きが進展しているが、その進展の程度やリストラ終了の時期については予測不可能であるほか、こうした経済活動を抑制する要因は、以前にみていたより長期にわたって作用し続ける可能性が大きいとの見方。

当面の動向をみると、個人消費は雇用不安、家計部門による債務返済の動き、金利低下に伴う利息収入の減少などを背景に低调に推移する見通し。また設備投資や在庫投資も企業マインドの停滞から緩やかな伸びにとどまるものと予測。政府支出も巨額の財政赤字の存在が足かせとなり、景気拡大の牽引役となる可能性は乏しいものとの見方。

なお、銀行部門では自己資本の充実と財務内容の改善進展をうけて、多数の銀行が貸出に対し前向きな姿勢を示しはじめているが、借り入れ需要は依然低迷。

物価については引続き落着いた動きが続くものと予想。

3. 先行きの金融政策に関するFOMCの見解

当面の金融調節スタンスについては現状の金融調節スタンスを維持することで合意。また先行きの政策スタンス変更の余地については、金融緩和の可能性を留保する方針を採用。ただしLaWare、Melzer両理事は、①現状の金融政策は短期金利の水準の低さや年初からのリザーブの急増が示すように、既に十分景気刺激的であり、②現状での緩和政策は、金融政策に対する信頼の低下を通じて、インフレ懸念を助長し、ドル相場や長期金利に悪影響を与える等の理由から、先行きの政策スタンス変更余地を緩和方向にすることは適切でないとして上記方針に反対した。

この間、マネーサプライ増加率の短期目標（92年6月→12月）は、M₂、M₃とも以下のように据置かれた。

	前回 (%)	→	今回 (%)
M ₂	2.0		2.0
M ₃	0.5		0.5

米国連邦公開市場委員会（FOMC）における政策決定の推移

	開催日	マネーサプライ短期目標			基本方針	政策スタンス 変更の余地
		期間	M ₂ (%)	M ₃ (%)		
91年	3/26	3月→6月	5.5	3.5	現状維持	中立
	5/14	3月→6月	4.0	2.0	現状維持	中立
	7/ 2~3	6月→9月	5.5	3.0	現状維持	中立
	8/20	6月→9月	0.0	-1.0	現状維持	緩和方向
	10/ 1	9月→12月	3.0	1.5	現状維持	緩和方向
	11/ 5	9月→12月	3.0	1.0	わずかがら緩和	緩和方向
	12/17	11月→3月	3.0	1.5	現状維持	緩和方向
92年	2/ 4~5	12月→3月	3.0	1.5	現状維持	緩和方向
	3/31	3月→6月	3.5	1.5	現状維持	緩和方向
	5/19	4月→6月	2.5	1.5	現状維持	中立
	6/30~7/1	6月→9月	2.0	0.5	現状維持	緩和方向
	8/18	6月→12月	2.0	0.5	現状維持	緩和方向

◆米国預金保険公社、預金保険料率修正案を決定

米国預金保険公社は、9月15日、公開理事会を開き、来年1月1日から、①リスク度に応じた預金保険料率制度を導入するとともに、②平均保険料率を引上げる提案を決定した。本提案は、昨年末成立した金融制度改革法（F D I C I A）に基づいて本年5月に同公社が提案した内容をパブリックコメントに基づいて一部修正したもので、今後再度パブリックコメントが求められた後、実施の運びとなる予定。

なお、具体的な預金保険料率案は以下のとおり（いずれも国内預金100ドル当たりセント）。

リスク度に応じた保険料率

		銀行参考上の評価		
		healthy	supervisory concern	substantial supervisory concern
自己資本充実度	well capitalized	23	26	29
	adequately capitalized	26	29	30
	less than adequately capitalized	29	30	31

(注) 保険料率の引上げ 現行：一律23→修正後：平均25

◆米国連邦準備制度理事会、Fedwireの日中赤残有料化を決定

米国連邦準備制度理事会（F R B）は、9月30日、公開理事会を開催し、Fedwireを通じた資金取引において生じる日中赤残を有料化することを決定した。日中赤残有料化は、決済システムのリスク削減策のひとつとして資金決済における日中赤残減少を目的としており、89年6月および91年1月にパブリックコメントを求めた後、今回最終決定に至ったもの。なお、今後の日程については、94年4月から3年間で段階的に有料化を図る方針（現在提案されている最終的な手数料率は年率0.25%）。

◆ブンデス銀行、現先買オペ満期の短縮化および旧東独金融機関向け手形再割引に関する特例措置の廃止を決定

ブンデス銀行は、10月2日、中央銀行定期理事会において、以下の措置を決定。

- (1) 有価証券現先買オペの満期を、4ないし8週間から、当面2週間に短縮。

本措置の背景につき、ブンデス銀行では、「最近数週間の大規模なマルク売り介入に伴う介入代り金流入を背景に金融機関の資金需要は著しく低下したことから、直近2回にわたり同オペを見送ったが、機動的な資金需給調節を行うため、当面同オペの満期を2週間に短縮することとした」旨発表。

- (2) 92年11月以降、旧東独金融機関向け手形再割引の特別枠を廃止する（新再割枠＜総額23億マルク＞は、旧西独金融機関と同一の基準に従って新設（両ドイツ統一当初は250億マルクに設定されたが、その後徐々に削減してきた経緯）とともに、再割引対象手形を商業手形に限定（従来一定額以内で認められていた単名手形は対象から除外する（ただし、単名手形担保のロングバート貸付については、最長92年末まで継続））。

◆フランス政府、93年度予算案を閣議決定

フランス政府は9月30日、93年度（93年1~12月）予算案を閣議決定した。本予算は、「現在フランスの経済パフォーマンスが欧州内で最良のグループに数えられているのは緊縮的な財政政策の成果によるもの」との理念に基づき、引き続き緊縮的なスタンスで策定されている点が特徴。

1. 歳出入構造

歳出の伸びは前年比+3.1%と名目G D Pの伸び率見通しを大幅に下回る水準に抑制されるにもかかわらず、歳入面において、景気低迷、法人・個人減税策等から大幅な税収減が見込まれるため赤字幅が拡大する見通し（ただし欧州同盟条約に規定されたE M U第三段階への移行条件＜G D P比3%＞は引き続き充足：財政赤字対G D P比、92年度最終予算1.25%→93年度予算案2.20%）。

2. 具体的諸施策

(1) 歳出面

国際競争力強化の観点から研究開発予算に引き続き重点配分する（前年比+5.2%、88年以降の累積予算増は+18%）ほか、産業・地域間格差是正を図り農業関連費（同+6%）および、地域振興費（同+23%）を高めの伸びに設定

(なお、農業部門では共通農業政策< C A P >改定に伴う補助金削減等を背景とした不満の高まりに対処するために農地課税の緩和も併せて実施)。

(2) 歳入面

主な景気浮揚促進策は以下のとおり。

- ①法人税率引下げ (34%→33 1/3%)
- ②従業員研修費に関し、大中企業は25%、小企業（従業員数50人未満）は35%を税額控除
- ③就学子女の在学形態（中学生、高校生、大学生等に分類）に応じ、子女一人当たり400～1,200 フランの定額を税額控除

3. 経済見通し

93年度予算案の前提となる当面の政府経済見通しについてみると、93年中の実質GDPは、民間設備投資のプラス寄与への反転、個人消費の好伸等、内需の堅調を主因に、92年に比べやや高めの伸びとなる見通し (92年+2.1%→93年+2.6%)。一方、外需面でも、内需の高まりを通じて輸入が大幅に増加するものの、引き続き輸出が好調裡に推移 (92年+6.6%→93年+5.1%) する結果、貿易収支は92年に14年ぶりに黒字に転化した後、93年についてもほぼ同程度の黒字幅が確保できるとの見方。この間金利については、長期金利は9.0% (93年中平均) とほぼ現状並みの水準となる一方、短期金利は8.5% (同) と現状比1～2%ポイントの低下を想定。

1993 年 度 予 算 案 の 概 要

(単位 百万フラン、%)

	92年度最終予算 (A)	93年度予算案 (B)	(B) / (A)
歳 出	1,334,678	1,375,632	3.1
非 軍 事 支 出	1,094,280	1,129,997	3.3
公 債 費	166,663	177,782	6.7
行 政 費	453,098	481,225	6.2
経常的公共施策費	372,063	374,682	0.7
投 資 支 出	89,634	87,908	△1.9
軍 事 支 出	240,398	245,635	2.2
歳 入	1,244,742	1,210,245	△2.8
収 支 屄	△89,936	△165,387	(△75,451)
同 G D P 対 比	1.25%	2.20%	(+0.95%ポイント)

フランス政府経済見通し (9月30日発表)

(単位 前年比 %)

	1991年実績	92年見込み	93年見通し
実 質 G D P	1.2	2.1	2.6
個 人 消 費	1.3	1.8	2.3
民間設備投資	△3.1	△2.4	3.0
輸 出	4.0	6.6	5.1
輸 入	2.3	2.5	5.5
CPI上昇率 (年末)	3.1	2.8	2.8
(年平均)	3.2	2.8	2.8
貿易収支 (億Fr)	△300	250	200
前 フランの対ドル相場	5.64	5.20	5.50
提 原油価格 (バレル当たり\$)	18.5	18.2	18.5
海外主要国成長率	0.9	1.7	2.4

◆イタリア、高率適用金利を0.5%ポイント引下げ

イタリア銀行は10月8日、高率適用金利を0.5%ポイント引下げ、16.0%とする旨決定、翌9日より実施した（公定歩合は15.0%のまま据置き）。

今次措置につきイタリア銀行では「高率適用金利を上回る水準まで急上昇をみていた短期金利が、EMS内における外為市場での介入義務を放棄した後の9月下旬以降、徐々に政策金利並みの水準にまで低下していたことにかんがみ、実施に踏切った」旨コメント。

◆スイス、印紙税の軽減を決定

スイスでは、9月27日に実施された国民投票において、税負担軽減を企図し、次の点を骨子とした印紙税改正法案を可決した（93年初以降実施くなお、同国政府は、本措置に伴う印紙税収入の減少を総額4.2億スイス・フランと試算）。

- ①投資信託証書の発行に係る印紙税の廃止
- ②ユーロ債券・外国株の発行・売買に係る印紙税の廃止
- ③非居住者間の有価証券売買に係る印紙税の廃止
- ④仲介業者を通じた有価証券売買に係る印紙税の廃止

◆スイス国民銀行、公定歩合を0.5%ポイント引下げ

スイス国民銀行は、9月24日、公定歩合を0.5%ポイント引下げ、6.0%とする旨決定し、翌25日より実施した。

◆韓国、外国為替管理制度を改正

韓国は、9月1日、金融の自由化・国際化政策の一環として、外為取引の制限付許可制から原則自由化への移行を柱とする新外国為替管理制度を施行。

今回の措置により経常取引については原則自由となったほか、資本取引についても段階的に自由化される見通し。

骨子は以下のとおり。

1. 貿易金融制度の規制緩和

- ①輸出前受金受取限度の引上げ
- ②信用状方式延払い輸出の決済期間の延長

2. 民間海外活動に係る外為取引の規制緩和

- ①現地法人の借入れ限度額の撤廃
- ②現地法人の担保信用借入れ規制の緩和
- ③外貨証券発行に係る規制緩和

外国CD、CP等の発行認可、および、発行手続きの簡素化等

3. 金融機関の外為取引に係る規制緩和

外国為替公認銀行の外貨直物売持ちポジションの認可など

◆台湾中央銀行、公定歩合を引下げ

台湾中央銀行は、10月5日、公定歩合の0.5%ポイントの引下げを実施（6.125%→5.625%）。

今回の措置について、同行では、「国内投資の促進を企図して実施したものであり、一層の景気拡大を期待している」（謝森中総裁）とコメント。

◆シンガポール預貸本金利の引下げ

シンガポールでは、7月中旬から9月下旬にかけて4大商業銀行が預貸本金利を引下げる（0.25%）と同時に、プライム・レートを引下げた（旧5.5%→新5.25%）。

今回の措置は、同国の景気減速に伴う需資低迷や欧米の金融緩和を映したインター銀行・レートの低下に対応するもので、昨年秋以降5度目の引下げ措置。

4大商業銀行の実施日は次のとおり。

シンガポール・デベロップメント銀行	7月18日
オーバーシー・チャイニーズ銀行	9月22日
オーバーシーズ・ユニオン銀行	9月22日
ユナイティッド・オーバーシーズ銀行	9月22日